

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「Expand our planet. Expand our future.」というビジョンを掲げ、地球と月のエコシステムを築き月に新たな経済圏を創出するため、低価格・高頻度な月面輸送を行うプラットフォームの構築、月面資源を中心としたデータプラットフォームの構築、月面資源探査/開発プラットフォームの構築に取り組んでおります。

その実現に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実により経営の機動性、透明性及び健全性を高めることが経営上の最重要課題であると認識し、企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に取り組んでおります。また、すべてのステークホルダーより信頼を得ることが必要不可欠であると考えており、経営情報の適時開示を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、そのすべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
袴田 武史	12,000,000	12.88
株式会社INCJ	6,117,800	6.57
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	5,992,580	6.43
株式会社日本政策投資銀行	3,495,880	3.75
赤浦 徹	2,636,603	2.83
IF GROWTH OPPORTUNITY FUND 1, L.P	2,135,720	2.29
三井住友信託銀行株式会社	1,968,500	2.11
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,432,370	1.54
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS - SETT ACCT	1,370,000	1.47
IFSPV1号投資事業組合	1,174,880	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
赤浦 徹	他の会社の出身者													
川名 浩一	他の会社の出身者													
中田 華寿子	他の会社の出身者													
牧野 隆	他の会社の出身者													
畑田 康二郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤浦 徹		赤浦徹氏が個人で保有する当社株式、同氏が代表を務めるインキュベイトファンド株式会社、並びに同社が運用するファンドであるインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、IF SPV1号投資事業組合及びIF Growth Opportunity Fund I, L.P.が保有する当社株式の総数は12,204,971株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合 13.11%)であります。各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。	複数の企業やファンドの役員を務めており、ベンチャーキャピタリストとしてのみならず、企業経営者としての豊富な経験及び見識を有しております。また、長年に亘り資金調達面から当社の財務戦略の実現を牽引してきました。とりわけ財務や事業面において、当社の経営に対する有用な助言及び業務執行の監督について十分な役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役に選任しております。
川名 浩一			日揮株式会社(現 日揮ホールディングス株式会社)において代表取締役社長を務め、グローバルかつ大規模なEPC事業(注 Engineering(設計)、Procurement(調達)、Construction(建設)を一括して実施する事業)の構築に携わった豊富な経験・見識を有しております。世界情勢・技術開発・プロジェクトマネジメントなど複雑な事業環境の中で、経営全般に対して有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
中田 華寿子			マーケティング・PRの専門家であり、またネット系生命保険会社での常勤取締役の経験及び複数社の社外取締役としての経験から企業経営に関する豊富な見識を有しております。これらの豊富な経験及び見識から、とりわけマーケティング・PRや組織開発において当社の業務に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しない事から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
牧野 隆			株式会社HIIエアロスペースの代表取締役社長を務め、宇宙開発事業に長年取り組んでこられた豊富な経験及び見識を有しております。これらの豊富な経験及び見識から、宇宙開発事業を推進する上での技術、事業、経営のバランスの取れた有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

畑田 康二郎		経済産業省でのエネルギー政策や産業政策、内閣府宇宙開発戦略推進事務局での民間宇宙ビジネス拡大への取り組み等豊富な経験及び幅広い見識を有しております。これらの豊富な経験及び見識から、とりわけ政府・政策面において、当社が進める月面開発事業に対する有用な助言及び業務執行の監督について独立的な立場で役割を果たしていただけるものと判断し、同氏を社外取締役役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
--------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員評価・報酬諮問委員会	4	1	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は役員の評価及び報酬について、社外取締役の川名氏を委員長とし、代表取締役CEO及び社外取締役3名から構成される役員評価・報酬諮問委員会が評価・報酬諮問委員会規程に基づく審議のうえ、代表取締役CEOに対して助言・提言を行うこととしております。各取締役の報酬額は、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、役員評価・報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、最終的には代表取締役CEOに一任し決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
轟 芳英	公認会計士													
内藤 亜雅沙	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
轟 芳英			公認会計士の資格を有し、財務・会計に精通しており、また、有限責任 あずさ監査法人でのパートナーとしての経験から企業統治に関する見識を有していることから、これらの経験及び見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
内藤 亜雅沙			弁護士として田辺総合法律事務所のパートナーを務めるとともに、複数の企業等において社外役員を務めた経験を有しており、企業法務、監査に関する豊富な知識・経験を活かし、社外の視点から質の高い監査ができる人材と判断し、社外監査役に選任しております。また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

株式報酬が備える有能な人材の確保・リテンションや中長期的な企業価値向上の促進等の特徴は維持しつつ、当社の事業拠点が所在する複数の国及び地域の全てを通じて公平かつ分かりやすい制度設計の実現を目的として、現在当社取締役及び従業員に採用している信託型ストックオプション制度を廃止し、同制度に代えて、上記の年額150,000千円以内の報酬とは別枠で、業務執行取締役に対し、事後交付による株式報酬の制度(譲渡制限付株式ユニット(リストラクテッド・ストック・ユニット))を導入しています。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

該当項目に関する補足説明 **更新**

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれの区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業務遂行を統括する立場にあり各取締役の業績の評価及び査定を行うのにふさわしい代表取締役CEO袴田武史が、取締役会決議により一任を受け取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を行っております。一任された権限の内容は、各取締役の業績の評価及び査定に基づく取締役の報酬等の具体的配分の決定であり、決定にあたっては役員評価報酬委員会に諮りその客観性を担保することを条件としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

当社は、社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っていませんが、社外役員へのサポートは経営企画グループのメンバーで構成される取締役会事務局が行っております。当該事務局による取締役会等重要会議の運営の他、具体的には、取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、社外役員が事前に十分に検討する時間的余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、必要に応じて事前説明を行っております。監査役に対しては、会計監査、内部監査結果等の監査役監査に資する情報を適時に提供し、情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO袴田武史が議長を務め、野崎順平、赤浦徹、川名浩一、中田華寿子、牧野隆、畑田康二郎の取締役7名(うち社外取締役5名)で構成されております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。定例取締役会は毎月2回開催しており、月初の取締役会はMain Boardと題して決議事項を主に扱う場として、月末の取締役会でSub Boardと題して事業進捗等の報告や決議にあたり必要な議論を行う場として開催しております。定例取締役会のほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

2024年3月期における取締役会の活動状況(開催回数/出席回数)

袴田 武史 29回/29回
野崎 順平 29回/29回
赤浦 徹 29回/29回
川名 浩一 29回/29回
中田 華寿子 29回/29回
牧野 隆 29回/29回
畑田 康二郎 29回/29回
井上 優司 29回/29回
轟 芳英 29回/29回
内藤 亜雅沙 23回/23回

2023年6月28日の定時株主総会での就任であり、同日付以降の取締役会の開催回数は23回となっております。

b.経営戦略会議

当社の経営戦略会議は、代表取締役CEO 袴田武史、取締役CFO 野崎順平、CTO 氏家亮、CRO 齊木敦史、CPO 今村健一の5名により構成されており、経営戦略会議規程に基づき、取締役会へ付議する必要がある会社の重要事項及び決裁権限規程に定められた事項に関する決議、並びに担当役員の業務を報告する機関として、原則毎週開催しております。当会議において、それぞれの事業領域の取締役等が議論を交わし、客観性かつ透明性のある意思決定が行える体制を構築しております。

c.監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役 井上優司が議長を務め、社外監査役 轟芳英、及び社外監査役 内藤亜雅沙の計3名で構成され、取締役の業務執行を監査・監督しております。監査役会は、原則毎月開催されるほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧する等、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役CEOとの面談、各部門への往査、ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行える体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会の出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

d.会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

e.内部監査室

当社は代表取締役CEO直轄である内部監査室の内部監査責任者が、内部監査規程に基づき当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

f.その他

任意の役員評価・報酬諮問委員会を設置しております。当該委員会の委員構成、目的等につきましては「任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性」及びその「補足説明」をご参照ください。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した体制を構築しております。

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が議案内容等を十分に検討したうえで議決権を行使できるよう、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、信託銀行と確認のうえ、集中日を避けて開催するよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取り組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は一部を除き英文でも作成しており、当社IRサイト及び東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。 当社ウェブサイト: https://ir.ispace-inc.com/jpn/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社ではこれまでに、毎四半期の決算説明会や株式による資金調達の際は記者会見を開催しており、その際の説明資料や書き起こし、録画を当社IRサイトにて公開することで、株主・投資家の方々に当社決算や調達の経緯・結果についてご理解を深めていただく機会の提供に努めてまいりました。個人投資家向けの定期的な説明会は上場後、足許までには未だ実施した実績はございませんが、より株主・投資家の方々との接点を増やしIR活動の改善に繋げるべく、2025年3月期中に個人投資家向けの事業説明会等の実施を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し、代表取締役CEOと取締役CFOが説明を行っております。決算説明会後には、主に取締役CFOがメインスピーカーとなり、個別の1on1面談も行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、決算発表後に海外投資家向けに英語でも決算説明会を開催し、代表取締役CEOと取締役CFOが説明を行っております。決算説明会後には、主に取締役CFOがメインスピーカーとなり、個別の1on1面談も行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイトにて、有価証券報告書および適時開示書類等の法定開示資料に加え、説明会資料や説明会動画、IRニュース等の任意開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・IRグループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、株主、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業展開において重要であると考えております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、企業活動に関する適時・適切な情報開示を行うことは上場企業の責務であると認識しております。そのため、当社ホームページやその他様々な方法において、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を適時適切に行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、当社で共有すべきルールや考え方、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定しております。

取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督しております。

取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受けております。

取締役会は、当社における法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備しております。

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当な要求に応じないことを基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために反社会的勢力対応規程を制定しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令並びに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に対応する体制を構築しております。

危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外の適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、当社決裁権限規程を定め、取締役会の職務及び権限の明確化を図っております。

取締役会を毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催いたします。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社担当部署を設置し、子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行っております。

取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、CFOはその進捗状況を定期的に取締役会に報告しております。

上記(3)の損失の危険の管理に関する事項は子会社に適用させ、当社がグループ全体のリスクを統括的に管理しております。

子会社における職務執行に関する権限については、決裁権限規程に明文化し、業務を効率的に遂行しております。

内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせるようにいたします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものといたします。また、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議等の重要な社内会議へ出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について取締役及び使用人から報告を受けることができるものとします。

取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかにこれを監査役に報告いたします。

取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告いたします。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

(10) その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正性及び透明性を担保しています。

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、当社の対処すべき課題及び監査上の重要課題等について相互の意思疎通を図っております。

監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めております。

監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び関連会社、特別利害関係者、株主、取引先等において反社会勢力との関係はありません。

当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築し運用しています。

当企業集団における方針・基準等については、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力の排除にかかる調査実施マニュアル」において定めており、反社会的勢力との一切の関係を遮断、不当要求の排除、取引の全面禁止、影響力の利用の禁止など反社会的勢力との絶縁を基本方針としております。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に関する業務を所管する部署は法務・コンプライアンスグループとし、不当要求防止責任者の選任、不当要求等に対応する外部専門機関への相談などができる体制を構築しております。新規取引を行う際には反社会的勢力該当の有無に関する調査について日経テレコンを利用した記事検索等により実施し、既存の取引先に対しても年一回の頻度で調査を行うほか、当社の株主・役員について同様の方法により調査を行っております。なお、各取引先との契約締結時においては、暴力団排除条項を設けており、暴力団排除条項に違反した場合の契約解除要件を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

